**解散公告**

当社は、平成二十五年四月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

兵庫県洲本市桑間五二九番地の三

淡路ヰセキ販売株式会社

代表清算人　河野　重昭

**解散公告**

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

兵庫県神戸市垂水区塩屋町八丁目二番七号

有限会社久保田重量品作業

清算人　久保田琢也

**解散公告**

当社は、平成二十五年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

鳥取県米子市淀江町小波九二五番地七

米松開発有限会社

清算人　森川　敏秀

**解散公告**

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

広島市中区幟町一二番九―八〇一号

株式会社R&Y事務所

代表清算人　今村由実香

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十五年三月二十八日文部科学大臣の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

群馬県高崎市八千代町二丁目四番二号

学校法人堀越学園

代表清算人　福田　星人

**解散公告（第一回）**

当法人は、寄付行為第三十二条第一項の規定により存続期間が満了し、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津八七二番地一五　財団法人うなばら福祉事業団

清算人　石　操

**解散公告（第一回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

鹿児島県奄美市名瀬安勝町七番一号

財団法人安陵基金

代表清算人　丸田卯禮男

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年三月三十一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

青森県八戸市内丸一丁目一番一号

社団法人八戸清港会

清算人　奈良岡修一

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

宮城県石巻市南浜町一丁目七番二五号

財団法人石巻市救急医療事業団

代表清算人　舛　眞一

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

千葉県旭市ロの三五六番地

財団法人坂本学園

代表清算人　坂本　昌子

代表清算人　坂本　稔

代表清算人　坂本　英夫

代表清算人　玉田　昌代

代表清算人　松川真利子

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

千葉県船橋市湊町二丁目一〇番二五号

財団法人船橋市職員互助会

代表清算人　原口　正人

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

宮城県石巻市南境大樋二〇番地

財団法人宮城県石巻商業高等学校教育振興会

代表清算人　岡部　正利

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年四月一日総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

秋田県横手市大雄字三村東一八番地

財団法人横手市大雄堆肥供給公社

代表清算人　小野　太咲

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

愛知県岡崎市柱町字鐘場一番地の六五

財団法人長田学園

代表清算人　長田　義雄

**解散公告（第二回）**

当公社は、平成二十五年三月三十一日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

大阪府岸和田市岸城町七番一号岸和田市役所内

岸和田市土地開発公社

代表清算人　出口　修司

**解散公告（第二回）**

当土地改良区は、平成二十五年四月四日神奈川県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月九日）の翌日から平成二十五年七月十日までにお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

神奈川県茅ヶ崎市新栄町一三番四四号

清算法人茅ヶ崎市赤羽根土地改良区

清算人代表　小澤　一郎

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年二月二日開催の理事会及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

愛知県半田市清水西町三九番地

財団法人新家学園

代表清算人　新家　一雄

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

愛知県岡崎市柱町字鐘場一番地の六五

財団法人長田学園

代表清算人　長田　義雄

**解散公告（第二回）**

当公社は、平成二十五年三月三十一日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

大阪府岸和田市岸城町七番一号岸和田市役所内

岸和田市土地開発公社

代表清算人　出口　修司